



# 多様化する社会における特別活動の 実践に向けて

——「包摂」を目指した生徒指導に着目して



## はじめに

小学校では2020年度から新しい学習指導要領が実施されている。中学校、高等学校も段階的に実施され、2022年度から高等学校でも年次進行で実施される。今回の学習指導要領改訂にあたってのポイントは、文部科学省が示す資料「幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領等の改定のポイント」(文部科学省, 2017a)によるといくつかあるが、その中の1つに「学級経営や生徒指導、キャリア教育の充実について、小学校段階から明記」とある。事実、小学校学習指導要領の総則の「第4 児童発達の支援」では、「1 児童の発達を支える指導の充実」という項で、学級経営の充実、生徒指導の充実、そしてキャリア教育の充実が明記された(文部科学

省, 2017b)。

その上で、今回の学習指導要領において、学級経営、生徒指導、キャリアという言葉が次に出てくるのは「特別活動」においてである。特別活動の目標は、「集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を發揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、次のとおり資質・能力を育成することを旨とする。」とした上で示された以下(1)～(3)である。

- (1) 多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や活動を行う上で必要となることについて理解し、行動の仕方を身に付けるようにする。
- (2) 集団や自己の生活、人間関係の課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成を図ったり、意思決定したりすることができるようにする。
- (3) 自主的、実践的な集団活動を通して身に付けたことを生かし

て、集団や社会における生活及び人間関係をよりよく形成するとともに、人間としての生き方についての考えを深め、自己表現を図ろうとする態度を養う。

こういった目標を目指して行う特別活動の内容の一つに「学級活動」がある。特別活動が学級経営や生徒指導と密接に関係するというのは自然なことかもしれない。そして「キャリア」という言葉についても、キャリア教育において「人間関係形成・社会形成能力」、「自己理解・自己管理能力」、「課題対応能力」、「キャリアプランニング能力」で構成される、基礎的・汎用的能力を育む(文部科学省, 2011)という趣旨からすると、この特別活動の目標と重なる部分は大きい。やはり「特別活動を要として」(文部科学省, 2017b)と明記されるように、特別活動がキャリア教育に果たす役割は大きいといえる。

一方で、例えば「生徒指導」という言葉にしても、その言葉の意味の変化に着目しながら、特別活動における意味付けを再定義していく必要もある。拙稿(峯村ら, 2018)で述べたように、『生徒指導の手引』(文部省, 1981)と、『生徒指導提要』(文部科学省, 2010)を見比べたときに、その生徒指導の機能や目的が変化してきたことは明確に指摘できる。あるいは拙稿(峯村, 2020)で述べた「社会の変化」の中にある多様化、その上での個性の尊重といったことの重要性が増してきていることは、『生徒指導提要』がいう個性の伸長、社会的資質や行動力を高めるといふこととも密接につながる点である。生徒指導は社会の変化の中にあり、言葉の意味やその意義も変化しながら今日に至っているのである。特別活動も、社会の変化や記述された言葉の意味することの変化を踏まえて、改めてその実践を問い直していく必要がある。同じ教育活動でも「前例踏襲」ではなく、意図的な指導を行うことで、その意味や意義を変えたり、明確化したりできる。事実、社会の変化を踏まえた今回の学習指導要領改訂では、特別活動の位置づけも改めて整理され直されたところでもある(峯村ら, 2022)。

その上で、近年の教育課題、実践課題にも目を向けていく必要がある。「インクルーシブ教育」や、「マイノリティと包摂」といったテーマは、(事実関係として、あるいは社会的認知件数として)増加する障がい者、外国

人児童生徒、あるいは不登校といったテーマと強く関係するが、これを問う教育活動の枠組みは、模索が続いている。長谷川(2020)は、「社会的立場が弱い人たちを社会のメンバーとして取り込む」ことを社会的包摂としたうえで、対応するための政策において教育が重視されつつ、不登校や学校不適應の問題が増加する現状の中で、「包摂を実現するために学校は何ができるのか」ということが、生徒指導に問いかけられた重要な課題であり、また特別活動の実践における今日的課題であると指摘した。これは極めて重要な指摘である。

特別活動は、前掲したその目標の通り、あるいは小学校学習指導要領解説特別活動編(文部科学省, 2017c)で説明されている通り、様々な集団活動の中で、自分や他者のよさや可能性に気付くことや、多様な他者と協働したりすることが重要である。「自分自身及び自分と違う立場にある多様な他者と、互いを認め合いながら助け合ったり協力し合ったり」することが求められており、学習指導要領の前文にあるとおり「あらゆる他者を価値のある存在として尊重」するために、前掲の長谷川のテーゼは、実践課題として真摯に向き合うべき課題ともいえる。

そこで本論では、多様化する社会がいかなるものであるか、改めて生徒指導の機能と、社会の変化について簡単に触れながら述べ、そのうえで多様化する社会における特別活動の実践について、「包摂」を目指したあり方について一定の考察を試みる。

## 2.

### 多様化する社会と教育

ここでは、今日の「多様化する社会」と「能力」ということについて改めて検討する。詳細は拙稿(峯村, 2020)で述べた通りであるが、狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続く「新たな社会」(内閣府, 2016)においては、職業の代替可能性もさらに高まり、またロボット、AI、人工知能の更なる発達の中で多くの仕事がロボットやコンピューターに置き換わっていくと予想されている。そのような社会において人間に求められる能力は、

例えば本田(2005)がいう、「ポスト近代型能力」、すなわち多様性・新奇性や、意欲、創造性、個別性・個性、能動性、ネットワーク形成力、交渉力のような力である。「従来科学を基礎とした新しい技術が生まれにくいのにサービスが生まれる時代」(峯村, 2020)が到達し、人間の発想や想像が新たなサービスを作り、ダイバーシティの考え方とコミュニケーションを基盤としたコラボレーションが新たな価値を創造する時代である。

日本においては、経済産業省が「ダイバーシティ経営」を推進している。ダイバーシティ経営とは「多様な人材を活かし、その能力が最大限発揮できる機会を提供することで、イノベーションを生み出し、価値創造につなげている経営」(競争戦略としてのダイバーシティ経営(ダイバーシティ2.0)の在り方に関する検討会, 2017)である。「性別、年齢、人種や国籍、障がいの有無、性的指向、宗教・信条、価値観などの多様性だけでなく、キャリアや経験、働き方などの多様性」も含めて、多様な人材を生かしたイノベーションと価値創造が求められている。多様な人材を前提とした価値創造である以上、自分に個性があったり、意欲、創造性を持ったりするだけでなく、多様性を尊重する力や、多様な相手とコミュニケーションを図りながら、新たな価値を創造していく力も求められているといえる。

拙稿(峯村, 2020)では、教育の目的の変化について述べた。平等性のある知識を教授する教育が大きな目的であった時代から、アイデンティティを伸ばす教育が目的となる時代に変化してきたことを示した。そのような中、事実、今回の学習指導要領改訂(小学校では2020年度から全面実施)では、主体的・対話的で深い学び(いわゆるアクティブ・ラーニング)がより重視されたり、高等学校では総合的な学習の時間が、総合的な探求の時間になるなどの変化があったりした。しかし、ダイバーシティの考え方とコミュニケーションを基盤としたコラボレーションが新たな価値を創造する時代においては、個人の学びの形態に着目するだけでなく、多様性をどう尊重し、多様な他者とどのような関わりをするかという点が、より着目されていく必要がある。多様化する社会における教育の目的の変化に含意される点として、この点を改めて強調をしておきたい。

### 3.

## 生徒指導の変化

上記では、多様化する社会とそこでの能力、そして教育の目的の変化の中に含意される「多様性をどう尊重し、多様な他者とどのような関わりをするか」という点について見た。もちろん、各教科等においては主体的・対話的で深い学び(いわゆるアクティブ・ラーニング)の展開など、教育の方法としてそれに着目することもできるが、本論では冒頭でも述べた通り、特別活動での実践を目指して検討をしたい。そこで本節では、特別活動の中でも特に学級活動と関連を図る生徒指導に着目し、生徒指導の機能とその変遷について触れ、多様化する社会の中での生徒指導の在り方について見る。

生徒指導には、拙稿(峯村ら, 2018)でも検討した通り、「ポジティブ」な目的と、「ネガティブ」な目的のものがある。人格の形成を目指した、認める、ほめるといった積極的な生徒指導と、反社会的行動への防止や対処といった消極的な生徒指導である。今日の生徒指導を進めるにあたっては『生徒指導提要』(文部科学省, 2010)が参照されているが、人格の形成をその理念として掲げ、上野(2011)が検討したように、積極的な生徒指導を前提とした表現を中心に記載がある。文部省が発行した『生徒指導の手引』(文部省, 1981)では、青少年の非行等の対策という消極的な対応が生徒指導の意義であった(上野, 2011)ことに比べると、大きな差がある。

『生徒指導の手引』が発行された時代は、1980年代であり、経済成長の時代であった。拙稿(峯村ら, 2018)でも述べた通り、問題行動をもつ児童生徒への指導ということが謳われていた時代であった。あるいは、前節で述べたように社会の変化ということであれば、多様性ではなく、標準性、テストによって測ることができる学力が重視された時代でもある。蒲生(2018)の言葉を借りれば、「知識詰め込み型の教育を促進させ、そこから溢れた児童・生徒に対する規律重視の管理主義型生徒指導」を学校に根付かせることとなった。

しかし、蒲生も指摘するように、ポスト近代工業社会においては、この生徒指導は限界を迎える。第三次

産業がますます発展し、「従来科学を基礎とした新しい技術が産まれないのにサービスが産まれる時代」(峯村, 2020)においては、多様性や個性がますます重視され、また他者とのコラボレーションによる価値の創造が求められる。当然生徒指導も、個性重視の生徒指導に変化する。それが『生徒指導提要』につながっていくのである。

実際の生徒指導の変化としては、蒲生(2018)がまとめるように、「問題行動を起こした個人を治療する教育相談が問題への予防・開発のためのアプローチ」に変化し、また「集団から逸脱する児童・生徒への対応という集団重視型の生徒指導が個人の発達課題に寄り添う個人重視型」へと変化したと指摘している。この変化を踏まえながら、不適応行動を封じ込めるのではなく、よりよい児童・生徒の集団への適応を目指すアプローチの重要性を、蒲生はさらに指摘しているところである。学級集団も多様性がますます尊重される中、他者を尊重し、また多様な他者を含む児童・生徒の集団への適応を目指す指導の在り方を、「予防・開発」、「個人の発達課題に寄り添う」という視点から、考えていく必要があるのである。

このような観点を踏まえて、特別活動ではどのような点に留意した生徒指導を進めていく必要があるだろうか。

## 4.

### 特別活動における生徒指導

集団に行う生徒指導の一技法である「アサーション・トレーニング」を、特別活動の学級活動にて実践する例が様々に報告されている。黒木(2018)もその一つである。黒木は、アサーション・トレーニングが、個性や考え方の異なる学級の一人一人が、「受け止められている」、「認められている」という実感を味わう有効な方法であると提唱する。このような手法は積極的な生徒指導の実践の一つであるだけでなく、個人の発達課題にも寄り添いつつ、予防・開発的に進めることができる生徒指導の一例である。

アサーション・トレーニングそのものの紹介は多数されているので本論では省略するが、実際に葛藤が生まれ

たときのコミュニケーションをロールプレイで体験しながら、どう解決したり、付き合っていくかを考え、また話し合う方法を具体的に提供する(黒木, 2018)。悪い例も、良い例も体験し、どのような受け答えをすることで自分も相手も尊重され、また受け止められていると感じられるか、実際に感じ、また考えることができる。多様な他者とのより良いかかわり方を考え、またどのように関わることが相手とのよりよい関係を作っていくことができるか、考えることができる一つの実践である。

上記は一例だが、小学校学習指導要領における第5学年及び第6学年では、特別活動における学級活動の内容の取扱いで「相手の思いを受け止めて聞いたり、相手の立場や考え方を理解したりして、多様な意見の良さを積極的に生かして合意形成を図り、実践すること」が明示されている(文部科学省, 2017b)。上記のような、アサーション・トレーニングはロールプレイでの実践だが、さらに学級活動の場面で、生徒指導とも関連させながら実践し、単にオーソリティの意見、多数決、のような決め方だけではなく、様々な意見も聞き、その意見の良さを積極的に生かした合意形成を図る場面を作ることが必要だろう。もちろん、このとき「様々な意見」というのは、障がいなどの目に見えるマイノリティだけではなく、ダイバーシティ経営の場面で述べたような、「性別、年齢、人種や国籍、障がいの有無、性的指向、宗教・信条、価値観などの多様性だけでなく、キャリアや経験、働き方などの多様性」であり、まさに誰一人取り残さない、全ての子どもを意図していることは言うまでもない。

一方で、実践場面において、意見を聞き、合意形成場面でその意見を生かすことだけでは、多様な他者を尊重している集団関係があるとはいえない。黒木(2018)は、「人権が尊重される環境」としての学級の要素として、以下の4点を挙げている。

- 自由に意見や思いを出し合っても(仲間はずれ)や(のけもの)にされたり、(攻撃されたりしない)学級
- 葛藤やぶつかり合いを恐れず、自分の意見や思いを述べることができる学級
- 虚勢を張らなくても、ありのままの自分のままでいられる学級



●たとえ間違った意見や考えを言っても温かな雰囲気があり、自分で納得して意見や考えを変える雰囲気がある学級  
黒木 (2018)

先ほどのアサーション・トレーニングや、実際の合意形成場面など、発達課題を踏まえつつ場面場面での積極的な生徒指導を行いながら、多様な他者とのよりよいかかわり方、よりよい関係作りを進めていくことは大切である。そのような実践を継続的に進めながら、「人権が尊重される環境」としての学級づくりを中長期的に進めていくことが、多様な他者を尊重した集団関係につながっていくのではないだろうか。

## 5.

### 「マイノリティと包摂」の社会での特別活動

本論は、「包摂」ということを一つのテーマに、学校で行う「特別活動」のありようを紐解いてきた。多様化する社会と教育として、ダイバーシティの考え方とコミュニケーションを基盤としたコラボレーションが重視する社会に変化してきており、教育の目的を考える上でも、個人の学びの形態に着目するだけではなく、多様性をどう尊重し、多様な他者とのような関わりをするか、という点がより着目されていく必要があることを述べた。その上で、生徒指導の変化として、学級集団も多様性が増す中、他者を尊重し、また多様な他者を含む児童・生徒の集団への適応を目指す指導の在り方を、「予防・開発」、「個人の発達課題に寄り添う」という視点から、考えていく必要があることを述べた。このような生徒指導を特別活動において実践する考え方として、アサーション・トレーニングをはじめとした、多様な他者とのよりよいかかわり方を考え、またどのように関わることが相手とのよりよい関係を作っていくことができるか、考える実践の重要性を指摘し、またそれを中長期的に進めながら、「人権が尊重される環境」を作っていくことの重要性を指摘した。

トートロジーのようではあるが、本論で何度か述べた

ように「多様性」として考えられる要素は極めて「多様」になってきている。「性」や「障がい者」といった、差別やマイノリティという文脈で議論されてきたことを超えて、多様性をとらえ、包摂していく必要がある。そのとき、相手の立場を理解しようとすることや、誰しものが多様である前提に立って自分も意見を伝えられることや、その上で誰一人残さず包摂していくということを大切にすることがこれからの時代にさらに求められている。特別活動を含む学校での実践をさらに深めていくことが、まさに今、求められている。

### 引用文献

- 上野和久 (2011) 『『生徒指導の手引』(1981年)と『生徒指導提要』(2010年)の比較研究—「生徒指導の意義」における記述方法・意味内容の比較を通して』『和歌山大学教育学部教育実践総合センター紀要』No.21, pp.83-88.
- 蒲生諒太 (2018) 「第15章 これからの特別活動の課題」赤坂雅裕・佐藤光友編『やさしく学ぶ特別活動』ミネルヴァ書房.
- 黒木幸敏 (2018) 「第7章 生徒指導のガイダンス機能を生かした学級活動 2 問題行動等を未然に防止するための取り組み」中村豊・原清治編『特別活動』ミネルヴァ書房.
- 競争戦略としてのダイバーシティ経営(ダイバーシティ2.0)の在り方に関する検討会 (2017) 「ダイバーシティ2.0の更なる深化に向けて」経済産業省.
- 内閣府 (2016) 「第5期科学技術基本計画」内閣府.
- 長谷川祐介 (2020) 「第11章 特別活動と生徒指導」新富康央・須田康之・高旗浩志編『生きる力を育む特別活動』ミネルヴァ書房.
- 本田由紀 (2005) 『多元化する「能力」と日本社会—ハイパー・メリトクラシー化のなかで』NTT出版.
- 峯村恒平・山本礼二 (2018) 「児童・生徒の将来を視座した生徒指導の在り方：生徒指導の意義と時代の変化に着目して」『人と教育』No.12, pp.106-112.
- 峯村恒平 (2020) 「時代と産業と教育の変化に関する試論—社会史からみた今日の教育政策」『人と教育』No.14, pp.82-89.
- 峯村恒平・小宮山郁子 (2022) 「新学習指導要領の「特別活動」と「特別活動の指導法」での取り扱い—「キャリア教育の充実」に視点を当てて—」『目白大学高等教育研究』No.28, 印刷中.
- 文部省 (1981) 「生徒指導の手引」文部省.
- 文部科学省 (2011) 『小学校キャリア教育の手引き(改訂版)』教育出版.

文部科学省 (2010)『生徒指導提要』教育図書.

文部科学省 (2017a)「幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領等の改定のポイント」([https://www.mext.go.jp/content/1421692\\_2.pdf](https://www.mext.go.jp/content/1421692_2.pdf) 2021年10月1日最終閲覧).

文部科学省 (2017b)『小学校学習指導要領』東洋館出版社.

文部科学省 (2017c)『小学校学習指導要領解説 特別活動編』東洋館出版社.